

市光グループ行動規範

第1条(行動の原則)

1. 市光グループ会社は、経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動することを行動の原則とする。
2. 市光グループ会社は、事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や習慣、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献することを原則とする。

第2条(安全で高品質の商品・サービスの提供)

市光グループ会社は、優れた技術と豊かな経験をもとに、安全かつ高品質の商品・サービスを開発し、これを消費者・取引先に提供する。

第3条(適正な表示)

市光グループ会社は、消費者・取引先に提供する商品・サービスについては、その品質、内容等を正しく表示する。

第4条(公正な競争)

1. 市光グループ会社は、取引において、同業他社と公正で自由な競争を行う。
2. 市光グループ会社は、商品・サービスの販売または受注について、不正な手段は使用しない。

第5条(取引先との関係)

1. 市光グループ会社は、下請業者との取引において、優越的な地位を利用して不当な取引は行わない。
2. 市光グループ会社は、取引先等の関係において、違法または不適切な目的で、会社の資金、サービス、資産を使用しない。

第6条(政治、行政との関係)

1. 市光グループ会社は、政治、行政との間において、健全かつ正常な関係を保持する。
2. 市光グループ会社は、違法な政治献金、違法または不適切な利益供与、贈賄は行わない。

第7条(企業情報の提供)

市光グループ会社は、取引先、消費者、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する。

第8条(情報の管理)

市光グループ会社は、取引先等の情報、および個人情報を適切に管理し、その漏洩防止に努める。

第9条(環境問題への取組み)

市光グループ会社は、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用、省エネルギーなどによ

り、環境問題に積極的に取り組む。

第10条(環境汚染への対応)

1. 市光グループ会社は、製造工程において環境汚染を発生させたときは、直ちに機械設備の稼働を停止させ、その原因を究明する。
2. 市光グループ会社は、環境汚染の原因が究明されるまで、機械設備の稼働を停止する。

第11条(従業員の安全と健康)

1. 市光グループ会社は、職場における従業員の安全と健康の確保、快適な職場の形成に努める。
2. 市光グループ会社は、職場における作業の安全に配慮し、労働災害の防止に努める。

第12条(従業員のゆとりと豊かさの実現)

市光グループ会社は、労働条件の向上により、従業員の経済的・精神的・時間的なゆとりと豊かさの実現に努める。

第13条(個性と能力を生かせる職場の形成)

市光グループ会社は、従業員一人一人の人権を尊重するとともに、一人一人が個性と意欲と能力を最大限に発揮できる職場作りに努め、能力開発・教育を推進する。

第14条(地域社会との交流)

市光グループ会社は、良き企業市民として、地域社会との交流を深め、地域の社会活動への参加等により、社会貢献に努める。

第15条(反社会的勢力との関係)

1. 市光グループ会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える集団又は個人(以下、「反社会的勢力」という)とは、一切関係を持たない。
2. 市光グループ会社は、反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与しない。